

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎児童発達支援

必須書類:別記様式第5号, 別記様式第5号別紙1

加算項目	要件	提出書類	備考
基本報酬		別紙61-1 別紙61-3(医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する場合)	
人工内耳装用支援加算	主として難聴児を通わせる事業所において、人工内耳を装用している障害児に対して支援を行う	-	
児童指導員等加配加算	以下の従業者を加配している (1)理学療法士等を配置する場合 (2)児童指導員等を配置する場合 (3)その他の従業者を配置する場合	別紙63 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類 (資格証の写し等)	異なる算定区分の職員で要件を満たす場合には、より区分の低い方で算定する
専門的支援加算	児童指導員加配加算の要件となる職員に加え、さらに以下の従業者を加配している (1)理学療法士等(保育士にあつては、5年以上児童福祉事業に従事した者に限る) (2)5年以上児童福祉事業に従事した児童指導員	別紙63 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類 (資格証の写し等)	保育士及び児童指導員は、それぞれの資格を取得してから5年の実務経験が必要
看護職員加配加算	重心対象事業所において、以下の人員配置を満たし、医療的ケアを要する障害児を規定の数以上受け入れている (Ⅰ)看護職員を常勤換算方法で1名以上加配 (Ⅱ)看護職員を常勤換算方法で2名以上加配	別紙62 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類 (資格証の写し等)	医療的ケアを要する障害児に対して支援を提供することが可能な旨を公表すること
共生型サービス体制強化加算	(共生型のみ) イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合	別紙68 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類 (資格証の写し等)	共生型のみ
家庭連携加算	個別支援計画に基づき、保護者の同意を得て、居宅訪問を行い相談援助等を行う(月に2回を限度とする)	-	訪問した際の記録を残すこと (日時、訪問者、相談援助の内容等)
事業所内相談支援加算	個別支援計画に基づき、保護者の同意を得て、事業所内で相談援助等を行う(月に1回を限度とする)。なお、家庭連携加算を算定している場合は、算定不可 (Ⅰ)1世帯のみへ相談援助を行った場合 (Ⅱ)2人から8人までを1組として同時に相談援助を行った場合	-	・記録を残すこと(日時、対応者、相談援助の内容等) ・障害児を同席させることが望ましくない場合等であれば、保護者のみに相談援助を行うことで算定可能 ・児童発達支援を利用していない日に相談を行った場合にも算定可能であるが、児童発達支援を提供していない月では算定不可
食事提供加算	(原則)施設内の設備で調理した食事を提供する (例外)衛生管理を適切に行い、調理業務を第三者に委託している	-	
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行う	-	
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者:社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第6号:勤務形態一覧表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	多機能型は、全サービスの合計で算定する
栄養士配置加算	(Ⅰ)常勤の管理栄養士又は栄養士を配置している (Ⅱ)非常勤の管理栄養士又は栄養士を配置している	別紙14 資格証の写し	調理委託している場合は算定不可
欠席時対応加算	急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日、又は当日に中止の連絡があり、相談援助を行った場合、月4回を限度として加算 例外:重症心身障害児に対して支援を行う事業所で、利用率が80%に満たない場合は、月8回を限度として加算	-	・連絡があった内容について記録する (日時、相手方、欠席する日付け、欠席理由、相談援助の内容) ・キャンセル料の徴収は行わない (食材料費に対するキャンセル料を除く)
特別支援加算	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、特別支援計画を作成し、計画的に機能訓練又は心理指導を行う	別紙33 特別支援計画書	・記録を整備すること ・専門的支援加算により理学療法士等(5年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く)を配置している場合には算定不可
個別サポート加算	以下の要件に該当する障害児を支援した場合 (Ⅰ)乳幼児等サポート調査表の項目に該当する児童 (Ⅱ)要保護児童又は要支援児童	-	記録を整備すること

強度行動障害児支援加算	行動障害の内容に関する点数が合計20点以上の児童に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了し、研修修了証の交付を受けた者が、サービスを提供する	別紙66 別記様式第6号:勤務形態一覧表 研修修了証の写し	
医療連携体制加算	(I)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 (II)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 (III)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 (IV)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合(人数によって単位変動) (V)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合(人数によって単位変動) (VI)看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う (VII)認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行う	-	・原則、当該児童の主治医から指示を受け、指示の内容を書面で残すこと ・具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載し、当該障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況を報告すること
送迎加算	居宅等と事業所間の送迎を行う (イ)障害児(重症児以外)の場合 (ロ)障害児(医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している児童)の場合	別紙12-2	・送迎の記録を整備すること ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定
延長支援加算	営業時間が8時間以上の事業所が、時間外にサービス提供を行う	別紙11 個別支援計画書の写し 障害児支援利用計画書の写し	個別支援計画書及び障害児支援利用計画書に、延長支援及びそのやむを得ない理由についての記載があるか
関係機関連携加算	(I)保育所等と連携を図るため個別支援計画に関する会議を開催し、保育所等との連絡調整及び相談援助を行う (II)就学予定の小学校等又は、就職予定の企業等との連絡調整及び相談援助を行う	-	・記録を残すこと(日時、対応者、相談援助の内容等) ・算定は1回を限度とする
保育・教育等移行支援加算	地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対し、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行う(1回を限度に算定可)	-	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎医療型児童発達支援

必須書類:別記様式第5号, 別記様式第5号別紙1

加算項目	要件	提出書類	備考
家庭連携加算	個別支援計画に基づき、保護者の同意を得て、居宅訪問を行い相談援助等を行う(月に2回を限度とする)	-	訪問した際の記録を残すこと (日時, 訪問者, 相談援助の内容等)
事業所内相談支援加算	個別支援計画に基づき、保護者の同意を得て、事業所内で相談援助等を行う(月に1回を限度とする)。なお、家庭連携加算を算定している場合は、算定不可 (Ⅰ)1世帯のみへ相談援助を行った場合 (Ⅱ)2人から8人までを1組として同時に相談援助を行った場合	-	・記録を残すこと(日時, 対応者, 相談援助の内容等) ・障害児を同席させることが望ましくない場合等であれば、保護者のみに相談援助を行うことで算定可能 ・児童発達支援を利用していない日に相談を行った場合にも算定可能であるが、児童発達支援を提供していない月では算定不可
食事提供加算	(原則)施設内の設備で調理した食事を提供する (例外)衛生管理を適切に行い、調理業務を第三者に委託している	-	
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行う	-	
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者:社会福祉士, 介護福祉士, 精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第6号:勤務形態一覧表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	多機能型は、全サービスの合計で算定する
欠席時対応加算	急病等によりその利用を中止した日の前々日, 前日, 又は当日に中止の連絡があり、相談援助を行った場合、月4回を限度として加算 例外:重症心身障害児に対して支援を行う事業所で、利用率が80%に満たない場合は、月8回を限度として加算	-	・連絡があった内容について記録する (日時, 相手方, 欠席する日付け, 欠席理由, 相談援助の内容) ・キャンセル料の徴収は行わない (食材料費に対するキャンセル料を除く)
特別支援加算	理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、特別支援計画を作成し、計画的に機能訓練又は心理指導を行う	別紙33 特別支援計画書の写し	記録を整備すること
送迎加算	居宅等と事業所間の送迎を行う (イ)障害児(重症児以外)の場合 (ロ)障害児(重症児)の場合	別紙12-2 障害児支援利用計画書の写し	
保育職員加配加算	児童指導員又は保育士を1以上加配している (定員21人以上の事業所の場合、22単位加算)	-	
個別サポート加算	以下の要件に該当する障害児を支援した場合 (Ⅰ)乳幼児等サポート調査表の項目に該当する児童 (Ⅱ)要保護児童又は要支援児童	-	記録を整備すること
延長支援加算	営業時間が8時間以上の事業所が、時間外にサービス提供を行う	別紙11 個別支援計画書の写し 障害児支援利用計画書の写し	個別支援計画書及び障害児支援利用計画書に、延長支援及びそのやむを得ない理由についての記載があるか
関係機関連携加算	(Ⅰ)保育所等と連携を図るため個別支援計画に関する会議を開催し、保育所等との連絡調整及び相談援助を行う (Ⅱ)就学予定の小学校等又は、就職予定の企業等との連絡調整及び相談援助を行う	-	・記録を残すこと(日時, 対応者, 相談援助の内容等) ・算定は1回を限度とする
保育・教育等移行支援加算	地域において保育, 教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対し、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行う(1回を限度に算定可)	-	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎放課後等デイサービス

必須書類:別記様式第5号, 別記様式第5号別紙1

加算項目	要件	提出書類	備考
基本報酬		別紙61-2 別紙61-3(医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する場合)	
児童指導員等加配加算	以下の従業者を加配している (1)理学療法士等を配置する場合 (2)児童指導員等を配置する場合 (3)その他の従業者を配置する場合	別紙63 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類 (資格証の写し等)	・障害福祉サービス経験者を配置する事業所においては、従業者の員数と加配職員の員数の総数のうち、児童指導員又は保育士を2名以上(常勤換算)していることが必要 ・異なる算定区分の職員で要件を満たす場合には、より区分の低い方で算定する
専門的支援加算	児童指導員加配加算の要件となる職員に加え、さらに理学療法士等(保育士を除く)を加配している。	別紙63 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類 (資格証の写し等)	保育士を配置した場合は算定対象とならない
看護職員加配加算	重心対象事業所において、以下の人員配置を満たし、医療的ケアを要する障害児を規定の数以上受け入れている (Ⅰ)看護職員を常勤換算方法で1名以上加配 (Ⅱ)看護職員を常勤換算方法で2名以上加配	別紙62 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類 (資格証の写し等)	医療的ケアを要する障害児に対して支援を提供することが可能な旨を公表すること
共生型サービス体制強化加算	(共生型の場合に限る) イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合	別紙68 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類 (資格証の写し等)	
家庭連携加算	個別支援計画に基づき、保護者の同意を得て、居宅訪問を行い相談援助等を行う(月に2回を限度とする)	-	訪問した際の記録を残すこと (日時, 訪問者, 相談援助の内容等)
事業所内相談支援加算	個別支援計画に基づき、保護者の同意を得て、事業所内で相談援助等を行う(月に1回を限度とする)。なお、家庭連携加算を算定している場合は、算定不可 (Ⅰ)1世帯のみへ相談援助を行った場合 (Ⅱ)2人から8人までを1組として同時に相談援助を行った場合	-	・記録を残すこと(日時, 対応者, 相談援助の内容等) ・障害児を同席させることが望ましくない場合等であれば、保護者のみに相談援助を行うことで算定可能 ・児童発達支援を利用していない日に相談を行った場合にも算定可能であるが、児童発達支援を提供していない月では算定不可
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行う	-	
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者:社会福祉士, 介護福祉士, 精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第6号:勤務形態一覧表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	多機能型は、全サービスの合計で算定する
欠席時対応加算	以下の要件を満たした際に算定 (Ⅰ)急病等によりその利用を中止した日の前々日, 前日, 又は当日に中止の連絡があり、相談援助を行った場合、月4回を限度として加算 (Ⅱ)就学児の当日の急病等、利用日の前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合(支援終了まで30分以下) 例外:重症心身障害児に対して支援を行う事業所で、利用率が80%に満たない場合は、月8回を限度として加算	-	・連絡があった内容について記録する (日時, 相手方, 欠席する日付け, 欠席理由, 相談援助の内容) ・キャンセル料の徴収は行わない (食材料費に対するキャンセル料を除く) ・(Ⅱ)における30分以下とは、支援開始から従業者による支援(急遽体調不良になった就学児が休憩しているときの見守り等を含む。)の終了時間までが30分以下であるものであり、送迎中の時間は含まない
特別支援加算	理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、特別支援計画を作成し、計画的に機能訓練又は心理指導を行う	別紙33 特別支援計画書	記録を整備すること
個別サポート加算	以下の要件に該当する障害児を支援した場合 (Ⅰ)乳幼児等サポート調査表の項目に該当する児童 (Ⅱ)要保護児童又は要支援児童	-	記録を整備すること
強度行動障害児支援加算		別紙66 別記様式第6号:勤務形態一覧表 研修修了証の写し	

医療連携体制加算	(I)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 (II)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 (III)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 (IV)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合(人数によって単位変動) (V)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合(人数によって単位変動) (VI)看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う (VII)認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行う	-	・原則、当該児童の主治医から指示を受け、指示の内容を書面で残すこと ・具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載し、当該障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況を報告すること
送迎加算	居宅等と事業所間の送迎を行う (イ)障害児(重症児以外)の場合 (ロ)障害児(医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している児童)の場合	別紙12-2	・送迎の記録を整備すること ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定 ・基本報酬が算定できない場合、欠席時対応加算(II)を算定している場合には算定不可
延長支援加算	営業時間が8時間以上の事業所が、時間外にサービス提供を行う	別紙11 個別支援計画書の写し 障害児支援利用計画書の写し	個別支援計画書及び障害児支援利用計画書に、延長支援及びそのやむを得ない理由についての記載があるか
関係機関連携加算	(I)保育所等と連携を図るため個別支援計画に関する会議を開催し、保育所等との連絡調整及び相談援助を行う (II)就学予定の小学校等又は、就職予定の企業等との連絡調整及び相談援助を行う	-	・記録を残すこと(日時、対応者、相談援助の内容等) ・算定は1回を限度とする
保育・教育等移行支援加算	地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対し、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行う(1回を限度に算定可)	-	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎居宅訪問型児童発達支援

必須書類:別記様式第5号, 別記様式第5号別紙1

加算項目	要件	提出書類	備考
訪問支援員特別加算	下記のいずれかの要件を満たす専門職員を配置している (一)理学療法士等として障害児通所支援事業所等に配置され、障害児に対する直接支援・相談支援・準ずる業務に5年以上従事 (二)障害児に対する直接支援・相談支援・準ずる業務に10年以上従事	別紙67 別記様式第6号:勤務形態一覧表 資格証の写し	
特別地域加算	過疎地等の離島・山間地域への訪問支援を行う	-	
通所施設移行支援加算	利用者に対し、児童発達支援センター等に通うための相談援助及び連絡調整を行う(1回を限度として算定可)	-	
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行う	-	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎保育所等訪問支援

必須書類:別記様式第5号, 別記様式第5号別紙1

加算項目	要件	提出書類	備考
訪問支援員特別加算 (専門職員が支援を行う場合)	以下のいずれにも当てはまる ①実務経験年数(5年以上又は10年以上)を満たしている ②心理指導担当職員は、大学で、心理学を専修する学科等を卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者	別紙39 別記様式第21号:実務経験証明書 資格証の写し	
特別地域加算	過疎地等の離島・山間地域への訪問支援を行う	-	
初回加算	新規利用者に対して、訪問支援員が初めて又は初回のサービス提供を行った日の属する月に児童発達支援管理責任者が同行してサービス提供した場合、1月につき算定	-	
家庭連携加算	個別支援計画に基づき、保護者の同意を得て、居宅訪問を行い相談援助等を行う(月に2回を限度とする)	-	
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行う	-	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎福祉型障害児入所施設

必須書類:別記様式第5号, 別記様式第5号別紙1

加算項目	要件	提出書類	備考
職業指導員加算	職業指導員を専任で1名以上配置している	別記様式第6号:勤務形態一覧表	
重度障害児支援加算	重度の障害児が、一定の基準を満たす施設を利用した場合 (追加①) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の修了者を1以上配置し、支援計画シートを作成する	別紙40 別記様式第6号:勤務形態一覧表 研修修了証の写し	
重度重複障害児加算	重度障害児支援加算の算定要件に該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち2つ以上の障害を有する障害児が利用した場合	-	
強度行動障害児特別支援加算	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の修了者を1以上配置し、支援計画シートを作成すること	別紙41 別記様式第6号:勤務形態一覧表 研修修了証の写し (受講予定者は、受講計画の写し)	
乳幼児加算	乳幼児である障害児が利用する場合に算定	-	
心理担当職員配置加算	以下のいずれにも当てはまる ①心理担当職員を専任で1名以上配置している ②心理指導に必要な部屋や設備を有している ③対象となる児童が5人以上いる ※公認心理師を配置している場合は、さらに加算	別紙32 別記様式第6号:勤務形態一覧表 (公認心理師配置の場合)資格証の写し	強度行動障害児特別支援加算を算定している場合は、算定不可
看護職員配置加算	看護職員を専任で1名以上加配している	別紙65 別記様式第6号:勤務形態一覧表 看護師免許又は契約書等の写し	
児童指導員等加配加算	以下の従業者を加配している (イ)理学療法士等を配置する場合 (ロ)児童指導員等を配置する場合	別紙63 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類 (資格証の写し等)	
ソーシャルワーカー配置加算	以下に掲げるソーシャルワーカーを1名以上配置した場合に算定 ・社会福祉士 ・障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者	別紙74 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件に該当していることを証明する書類	
入院・外泊時加算	利用者の入院及び居宅への外泊の際に、連絡調整等を行う ※初日及び最終日は含まない (Ⅰ)～8日 (Ⅱ)9日～82日	-	・訪問支援を行うこと(1回/週) ・連絡調整等の記録を残すこと ・空床型短期入所として使用すると、算定できない
自活訓練加算	訓練により自活が可能になると見込まれる障害児に対して、一定期間集中して個別指導を行う (Ⅰ)同一敷地内に自活訓練用の居室がある (Ⅱ)同一敷地内に自活訓練用の居室の確保が困難である	別紙42 居室生活移行計画	同一の指定福祉型障害児入所施設に入所している期間中に、合計で360日まで算定可能
入院時特別支援加算	家族から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が入院した場合に、訪問し、連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行う	-	・長期入院等支援特別加算が算定される間は加算しない ・訪問時の記録を残すこと
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者:社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第6号:勤務形態一覧表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	
地域移行加算	(1回目)利用期間が1月を越えると見込まれる利用者が退所後生活する居宅を訪問して、相談援助等を行う (2回目)退所後30日以内に居宅を訪問して、相談援助等を行うと1回を限度に加算を算定する	-	・訪問した際の記録を残すこと (日時、訪問者、相談援助の内容等) ・立ち話程度の相談援助では算定不可
栄養士配置加算	(Ⅰ)常勤の管理栄養士又は栄養士を配置している (Ⅱ)非常勤の管理栄養士又は栄養士を配置している	別紙14 資格証の写し 別記様式第6号:勤務形態一覧表	・調理委託している場合は算定不可

<p>栄養マネジメント加算</p>	<p>以下のいずれにも当てはまる ① 常勤の管理栄養士を1名以上配置している ② 入所者ごとの栄養ケア計画を作成している ③ 入所者の栄養状態を定期的に記録していること ④ 栄養ケア計画の進捗状況評価し、当該計画を見直している</p>	<p>別紙14 資格証の写し 別記様式第6号:勤務形態一覧表</p>	<p>・H27より栄養士の配置では、加算要件を満たさない</p>
<p>小規模グループケア加算</p>	<p>・小規模グループ(4人~8人)による、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを行っている ・本体施設から分離した場所で小規模な生活単位を設けて支援を行う(サテライト型)場合に、サテライト型小規模グループケアとして更に評価</p>	<p>別紙34 別記様式第6号:勤務形態一覧表 別記様式第15号:平面図</p>	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎医療型障害児入所施設

必須書類:別記様式第5号, 別記様式第5号別紙1

加算項目	要件	提出書類	備考
基本報酬: 有期有目的加算	一定期間に指定入所支援を行うことで、一定期間経過後に退所が可能である障害児が利用した場合	-	
重度障害児支援加算	重度の障害児が、一定の基準を満たす施設を利用した場合 (追加①) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の修了者を1以上配置し、支援計画シートを作成する	別紙40 別記様式第6号:勤務形態一覧表 研修修了証の写し	
重度重複障害児加算	重度障害児支援加算の算定要件に該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち2つ以上の障害を有する障害児が利用した場合	-	
強度行動障害児特別支援加算	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の修了者を1以上配置し、支援計画シートを作成すること	別紙41 別記様式第6号:勤務形態一覧表 研修修了証の写し (受講予定者は、受講計画の写し)	
乳幼児加算	乳幼児である障害児が利用する場合に算定	-	
心理担当職員配置加算	以下のいずれにも当てはまる ①心理担当職員を専任で1名以上配置している ②心理指導に必要な部屋や設備を有している ③対象となる児童が5人以上いる ※公認心理師を配置している場合は、さらに加算	別紙32 別記様式第6号:勤務形態一覧表 (公認心理師配置の場合)資格証の写し	
ソーシャルワーカー配置加算	以下に掲げるソーシャルワーカーを1名以上配置した場合に算定 ・社会福祉士 ・障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者	別紙74 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件に該当していることを証明する書類	
自活訓練加算	訓練により自活が可能になると見込まれる障害児に対して、一定期間集中して個別指導を行う (Ⅰ)同一敷地内に自活訓練用の居室がある (Ⅱ)同一敷地内に自活訓練用の居室の確保が困難である	別紙43 居宅生活移行計画	同一の指定福祉型障害児入所施設に入所している期間中に、合計で360日まで算定可能
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者:社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第6号:勤務形態一覧表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	
保育職員加配加算	児童指導員又は保育士を1以上加配している	別紙64 別記様式第6号:勤務形態一覧表	
地域移行加算	(1回目)利用期間が1月を越えると見込まれる利用者が退所後生活する居宅を訪問して、相談援助等を行う (2回目)退所後30日以内に居宅を訪問して、相談援助等を行うと1回を限度に加算を算定する	-	・訪問した際の記録を残すこと (日時、訪問者、相談援助の内容等) ・立ち話程度の相談援助では算定不可
小規模グループケア加算	小規模グループ(4人~8人)による、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを行っている	別紙34 別記様式第6号:勤務形態一覧表 別記様式第15号:平面図	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。